

## 工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、山口市工事検査規則（平成17年山口市規則第165号。以下「工事検査規則」という。）第14条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ確な評定の実施を図り、請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として山口市が発注する建設工事（直営工事、災害応急工事及び上下水道事業管理者の所管に属する工事を除く。）のうち、請負金額が130万円を超えるもの（当初請負金額が130万円以下のものを除く。）とする。

### (評定者)

第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 工事検査規則第3条の技監又は検査監（以下「技監等」という。）は、同条の指定工事（以下「指定工事」という。）についての評定を行う。
- (2) 工事検査規則第4条の検査職員（以下「検査職員」という。）は、指定工事以外の工事についての評定を行う。
- (3) 山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第2条第6号の監督員（以下「監督員」という。）は、指定工事及び指定工事以外の工事についての評定を行う。

### (評定の内容)

第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は、この要領で定める工事成績評定表及び工事成績採点の考査項目別運用表により行うものとする。

### (工事成績評定表等の作成及び提出)

第6条 監督員は、工事完成後速やかに、工事成績評定表（様式第1号）を作成し、技監等又は検査職員に提出する。

- 2 技監等又は検査職員は、完成検査を行い工事成績評定表を完成したときは、速やかに工事担当課長に提出するものとする。

### (評定点等の通知)

第7条 工事担当課長は、評定者から工事成績評定表が提出されたときは、速やかに当該工事の受注者に工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものと

する。

(説明請求)

第8条 受注者は、前条の通知を受けた日の翌日から起算して14日(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)以内に、書面により通知者に対し評定点等について説明を求めることができる。

(回答)

第9条 工事担当課長は、前条による説明を求められたときは、契約監理課長と協議の上、速やかに書面により回答するものとする。なお、再度の説明請求は認めないものとする。

(評定点等の修正)

第10条 工事担当課長は、当該評定を修正する必要があると認めたときは、契約監理課長と協議の上、修正等必要な措置を講じるものとする。

2 工事担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定通知書により、当該工事の受注者に通知するものとする。

(契約監理課長への報告)

第11条 工事担当課長は、評定が確定したときは、速やかに契約監理課長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、評定について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(平成19年から平成27年までの改正附則は、省略する。)

附 則

この要領は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告、指名通知又は随意契約の見積依頼を行った工事については、なお従前の例による。

様式第1号 (第6条関係)

		担当課	
		立会人	監督員

# 工事成績評定表 [ 完成・出来形・中間 ]

年 月 日 作成

工 事 名		受注者																工 期		年 月 日 ~ 年 月 日							
契 約 金 額																		完成年月日		年 月 日							
考 査 項 目		監督員・主任				検査員 (中間)						検査員 (中間)						検査員 (一部完成・完成)									
細 別		a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0																					
	II. 配置技術者	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0																					
2. 施工状況	I. 施工管理	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II-1. 工程管理A	+1.2	+0.6	0	-3.0	-6.0																					
	II-2. 工程管理B	+4.0	+2.0	0	-3.0	-6.0																					
	III-1. 安全対策A	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0																					
	III-2. 安全対策B	+6.0	+3.0	0	-3.0	-6.0																					
	IV. 対外関係	+1.8	+0.9	0	-1.5	-3.0																					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ						+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
		一般工事	ICT活用工事	加 点																							
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2	+6.0~0		+4.0~0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+3.0~0																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献度 ※3	+4.0 ~ 0																									
加減点小計		※1 ①加減点数: 点				※2 ②加減点数: 点						※3 ③加減点数: 点															
7. 基本評定点計	※1	点 出来形・中間検査があった場合: 65 + (① 点) × 0.5 + (② 点) × 0.2 + (③ 点) × 0.3 = 点 出来形・中間検査がなかった場合: 65 + (① 点) × 0.5 + (③ 点) × 0.5 =																									
8. 法令遵守等	※3	点																									
9. VE評価 (VE追加点)	※4	点																									
10. 技術提案資料の虚偽		点																									
11. 評定点	※5	点 ○7. 評定点計( ) 点 - 8. 法令遵守等( ) 点 + 9. VE評価( ) 点 - 10. 技術提案資料の虚偽( ) 点 = 点																									
所 見	※6	(監督員)												(検査員)													

※1 加減点小計 = 1.~3.の評定(加減点) + 4.~6.の評定(加減点) : 基本評定点 = 65 + 加減点小計  
 評定点 = 基本評定点 - 8.の評定(減点) + 9.の評定(加減点)  
 各加減点 (①~③)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※2 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※2 4., 5. の和の最大は9点とする。なお、配点は一般工事、ICT活用工事ともにそれぞれの列の点のとおりとする。

※3 4., 5., 6. は加減評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 VE適用工事のVE追加点は、監督職員が評定する。この場合、評定点合計が100点を超える場合がある。

※5 評定点は、四捨五入により整数とする。

※6 所見は必ず記載する。

※ 各考査項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考査項目別運用表」による。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

受注者名

山口市長

### 工事成績評定通知書

貴社が施工した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問のあるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日の翌日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 完成検査年月日
- 4 成績評定  
①評定点 ○○点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 5 説明を求める場合の送付先及び問い合わせ先  
〒753-8650  
山口市亀山町2-1  
山口市 ○○○○部○○○○課

別表 1

## 項目別評定点

工事名：

会社名：

契約番号：

考查項目・細別	細目	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点／ 3.25点
	II. 配置技術者	点／ 3.40点
2. 施工状況	I. 施工管理	点／13.95点
	II. 工程管理	点／ 7.60点
	III. 安全対策	点／ 8.90点
	IV. 対外関係	点／ 3.40点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点／16.20点
	II. 品質	点／18.70点
	III. 出来ばえ	点／10.60点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	一般工事の場合 点／5.50点
		I C T活用工事の場合 点／ 4.50点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	一般工事の場合 点／ 4.00点
		I C T活用工事の場合 点／5.00点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献度	点／ 4.50点
7. 基本評定点計		点／ 100点
8. 法令遵守等(減点のみ)		点
9. V E評価（加点のみ）		点
10. 技術提案資料の虚偽(減点のみ)		点
11. 評定点合計(四捨五入による整数)		点